

R4年度 栃木国体佐賀県代表選手選考会

帆走指示書

本帆走指示書（SI）における略語表記の意味

- ・【NP】の表記は、艇による抗議の根拠とはならない規則であることを意味する。これは RRS 60.1(a)を変更している。
- ・【SP】の表記はレース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これは RRS 63.1 及び 付則 A5 を変更している。当該委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。

1.規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2021-2024』（以下 RRS という）に定義された「規則」が適用される。
- 1.2 RRS 付則 P が適用される。
- 1.3 RRS 付則 T が適用される。

2.競技者への通告

競技者への通告は、ヨットハーバー車庫前に設置された公式掲示板に掲示される。

3.帆走指示書の変更

帆走指示書（以下 S I という）の変更は、それが発効する当日の予告信号予定時刻の 30 分前までに公式掲示板に掲示される。ただし、レースの日程の変更は、それが発効する前日の 19 時までに掲示する。

4.陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、陸上の信号柱に掲げられる。
- 4.2 【DP】【NP】音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗の掲揚後 10 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、出艇してはならない。
- 4.3 予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

5.レース日程(スタート予告信号時刻)

- 5.1 レースの日程は次のとおりとする。

7月17日(日) 10:55 第1レース予告信号
引き続きを行う

7月18日(月) 10:25 その日の第1レース予告信号
引き続きレースを行う

フィニッシュ・ラインに位置するレース・コミッティー・ボートに L 旗が掲揚されている

時は『引き続き次のレースが実施される』を意味する。

- 5.2 引き続き行われるレースの予告信号は前レースが終了した後、任意の時間に発せられる。
- 5.3 レースの予定された最終日には、15：00 より後に予告信号を発しない。

6. クラス旗

クラス旗はレーザー旗とする。

7. レース・エリア

レース・エリアは別紙に示す、佐賀県ヨットハーバー沖海面の2海面を風速に応じ変更して使用する。

エリアの決定については、当日の予告信号の40分前までに、陸上信号柱にA海面の場合には、Aと書いた旗を、B海面の場合にはBと書いた旗を掲げる。

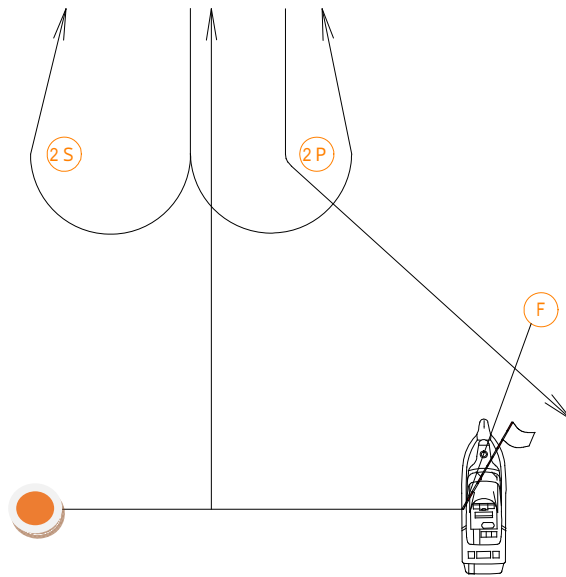
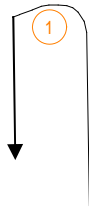
なお、海上にて変更の場合も同様の旗を海上信号船に掲げる。

8. コース

- 8.1 図1、図2は、各レグ間のおおよその距離及び角度、通過すべきマークの順序及び、各マークの通過する側を含むコースを示す。
- 8.2 スタート・ラインから第1マークへのおおよそのコンパス方位を、予告信号以前にレース委員会の信号船に掲示する。帆走すべきコースは予告信号以前に示される。
- 8.3 (1)国際数字旗1が掲揚されたとき コース1
(2)国際数字旗2が掲揚されたとき コース2

<コース1> S - 1 - 2 s / 2 p - 1 - 2 p - F の順とする

<コース2> S - 1 - 2 s / 2 p - 1 - 2 s / 2 p - 1 - 2 p - F の順とする



9.マーク

- 9.1 マーク 1,2 s,2 pはオレンジの円柱形ブイである。
- 9.2 S I 12(コースの次のレグの変更)により変更用マークが用いられるマークは白色の円柱形のブイとする
- 9.3 スタート・マークは、スターボードの端にいるレース委員会信号船とポートの端のマークである。
- 9.4 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にいるレース委員会信号船とポートの端にある細長い黄色のブイである。

10.スタート

- 10.1 レースは、RRS26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前とし、スタートする。
- 10.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色の旗を掲げているポールとオレンジ色のマークとの間とする。
- 10.3 スタート信号の 4 分を越えてスタートした艇は、「DNS」と記録される。
この項は規則 A4 と A5 を変更している。

11. コースの次のレグの変更

- 12.1 次のマークの位置の変更は、RRS33 に基づき行われる。新しいマークがまだ設置されていない場合でも先頭艇が新しいレグを始める前に信号を発する。
マークは、まずは標準のマークの位置を動かす事で対応する。もし標準のマークの移動が不可能な場合には、変更用マーク (SI9.2 参照) を使って設置し直す。その後のマークを置き換える場合は、元の標準マークを使用して置き換える。

12. フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上で青色の旗を掲げているポールと黄色の細長い円筒形のブイの間とする。

13. ペナルティー方式

- 14.1 【NP】【SP】RRS 44.1 に基づきペナルティーを履行した艇またはリタイアした艇は抗議締切時間内にレースオフィスにおいて報告書を完成させなければならない。
14.2 RRS42 に対する特別な処置として、付則 P を適用する。

15. タイムリミット

- 15.1 タイムリミットは、RRS 28.1 に基づき、かつ RRS 30.3 , 30.4 に違反しないでスタートした先頭艇のフィニッシュ後 10 分以内とする。
15.2 タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は、「DNF」として記録される。これは RRS 35 及び A 4.1 を変更するものである。

16. 抗議と救済の要求

- 16.1 抗議及び救済の要求は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議及び救済または審問再開の要求は、その日の当該クラスの最終レース終了後 45 分以内にプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。抗議締切時刻は公式掲示板に掲示される。
16.2 レース委員会またはプロテスト委員会による RRS61 に基づく艇への抗議の通告は、抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示される。これは、RRS61 を変更するものである。
16.4 レース委員会、テクニカル委員会、またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。ほぼ受付順に審問を行う。
16.5 帆走指示書 14.3 に基づき RRS42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
16.6 帆走指示書 11.3、18、21、23、25、26、27 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは、RRS60.1(a)を変更している。
16.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は判決の掲示から 30 分以内に提出されなければならない。これは、RRS62.2 を変更している。

17. 得点

- 17.1 得点方式は、次の通りとする。
17.2 本大会は、全 8 レースを予定している。

- 17.3 本大会が成立するためには、1 レースを完了しなければならない。
- 17.4 **【NP】【SP】** 出艇・帰着申告の手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに PTP の略語を付し、着順+1 点の得点を記録する。ただし、その艇は「DNF」の艇より悪い得点が与えられることはない。なお引き続きレースが行われた場合には、帆走指示書 18.1 の出走申告の手続きの誤りについては、その直後のレースについて、帆走指示書 18.2 の帰着申告の手続きの誤りについては、その直前のレースにペナルティーを課す。これは競技規則 63.1 および A5 を変更している。
- 17.5 各艇の総得点は全てのレースにおけるその艇の得点合計とするが、5 レースが完了した場合、その艇の最も悪い得点を除外する。

18 . 安全規定

- 18.1 **【NP】【SP】** 出艇申告は艇長の署名をもって行う。出艇しようとする艇長は、所定の署名用紙に署名し、出艇しなければならない。署名用紙は、スタート予告信号予定時刻の 60 分前から 20 分前までの間、陸上本部の前に用意される。
- 18.2 **【NP】【SP】** 帰着申告は艇長の署名をもって行う。レース終了後、速やかに署名用紙に署名しなければならない。帰着申告の締切時間は、レース終了後 45 分以内とする。(引き続きレースが行われる場合は、そのレース終了後 45 分以内とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。
- 18.2 **【NP】【SP】** リタイアしようとする艇は、速やかにレース海面を離れ、リタイアの意思を近くのレース・コミッティー・ボートに伝えなくてはならない。

19 . 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

プロテスト・コミッティー・ボート	ピンク旗
レース・コミッティー・ボート	ホワイト旗

20 . 支援艇

【DP】【NP】 チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。

21 . 無線通信

【DP】【NP】 緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇 が利用できない音声やデータ通信を受診してはならない。

22 . 【DP】【NP】 貸与された艇の破損及び改装

- 22.1 貸与された艇、セール、その他の艀装品の破損及び改装を理由とする救済の要求は認められない。
- 22.2 貸与艇に穴を開けたり改装をしてはならない。
- 22.3 貸与艇を破損、または備品を紛失したときは、実費を支払うこと。

22.4 損傷または紛失した装備の交換は、「レース委員会」「プロテスト委員会」の承認なしでは、許可されない。」交換の要請は、最初の妥当な機会に、その委員会に行わなければならない。

23. 責任の否認

このレガッタの競技者は、自分自身の責任でに参加する。RRS 4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物的損害またはレガッタ中または人的障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

24. 保険

各参加艇は、インシデント毎に有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。